

約款・規定集

(法人のお客さま用)

[2020年8月改訂版]

目次

証券取引約款（法人のお客さま用）	1
第1章 総則	1
第2章 有価証券の保護預り取引	5
第3章 振替決済取引	6
第4章 国内外貨建債券取引	14
第5章 投資信託の累積投資取引	15
第6章 金銭の振込先指定方式	16
第7章 雑則	16
外国証券取引口座約款（法人のお客さま用）	20
第1章 総則	20
第2章 外国証券の国内委託取引	20
第3章 外国証券の外国取引および国内店頭取引ならびに募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い	23
第4章 雑則	25

証券取引約款（法人のお客さま用）

第1章 総則

第1節 趣旨・定義

（約款の趣旨）

- 第1条** この約款は、有価証券の保護預り取引やその他の取引等について、お客さま（法人のお客さまに限ります）と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます）との間の「MUMSS口座」（次条に定義します）による取引に関し、権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- 2 「MUMSS口座」および「PB口座」（次条に定義します）の両方をお持ちのお客さまがこの約款で定めるサービス等を受けるためには「PB口座」によらず「MUMSS口座」による必要があります。

（定義）

第2条 この約款における用語の定義は次のとおりです。

(1) 有価証券の保護預り取引

第2章の規定に則り、当社がお客さまの有価証券をお預りする取引をいいます。ここにいう「有価証券」とは、「金融商品取引法」（以下「金商法」といいます）第2条第1項各号に掲げる有価証券および第35条第1項第14号に掲げる譲渡性預金その他金銭債権に関する証券または証書（有価証券に該当するものを除きます）をいうものとします（ただし、日本証券業協会が定める外国証券（以下単に「外国証券」といいます）を除きます）。また、本取引を処理する口座を「保護預り口座」といい、第2章に従って本口座でお預りした有価証券を「保護預り証券」といいます。なお、保護預り口座は、お客さまが申込み、当社が適切と判断して承諾した場合には複数開設される場合があります（本条第(2)号から第(5)号に規定する口座についても同様です）。

(2) 振替決済取引

第3章の規定に則り、お客さまと当社との間で行う、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます）に基づく振替制度において取扱う有価証券（以下「振替証券」といいます）の取引のことをいいます。

また、本取引を処理する口座を「振替決済口座」といい、本取引の処理は「振替口座簿」に記載または記録（以下あわせて「記帳」といいます）することにより行います。

なお、振替決済口座は、第3章に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令ならびに振替機関の業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

(3) 国内外貨建債券取引

第4章の規定に則り、お客さまと当社の間で行う、日本国内で発行された外貨建ての債券（募集および売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの、または利金もしくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含みます）の取引をいいます。

(4) 投資信託の累積投資取引

第5章の規定に則り、お客さまが指定した投資信託について、当該銘柄の受益権の買付（当該投資信託の目論見書記載の最低申込単位以上の買付となります）に充てるようお客さまが指示した金銭のほか、当社がお客さまに代わって受領した収益分配金を、お客さまの当該銘柄の累積投資取引にかかる口座（以下「累積投資口座」といいます）に繰入れ、その全額をもって当該銘柄を買付ける取引をいいます。

(5) 外国証券取引

「外国証券取引口座約款」の規定に則り、お客さまと当社の間で行う、外国証券の売買の執行、売買代金の決済および当該外国証券の保管等その他外国証券に関する全ての取引をいいます。また、本取引を処理する口座を「外国証券取引口座」といいます。

(6) 金銭の振込先指定方式

第6章の規定に則り、お客さまが当社に設定された口座内のすべての取引により、当社がお客さまに支払うこととなった金銭をお客さまのあらかじめ指定する預貯金口座（以下「指定預貯金口座」といいます）に振込む方式のことをいいます。

(7) 届出印鑑

当社に届出いただく印鑑（お届け印）のことで、当社に開設されているすべての口座の処理および今後開設されるすべての口座に適用されます。なお、本条第(1)号にもとづき複数の口座が開設されている場合、本号における印鑑とは、当該口座を開設する際に届出いただく印鑑をさします。

(8) MUMSS口座

「PB口座」に該当しない口座をいいます。

(9) PB口座

以下の①または②に該当する口座をいいます。

- ① 2020年7月末日までに旧三菱UFJモルガン・スタンレー PB証券株式会社で開設された口座
- ② 2020年8月以降、PB口座にかかる所定の申込書を当社に提出し、当社がPB口座としての開設を承諾した口座

(約款・規定の適用)

第3条 この約款に定めのない事項については、外国証券取引口座約款、各累積投資商品の累積投資約款などの各取引の約款・規定により取扱います。

第2節 契約の締結

(契約締結に際してのご注意)

第4条 お客さまが希望されるサービスや取引の種類、内容によっては、当社が定める方法によるお申込みが必要になる場合があります。これらのサービス、取引については、お客さまのお申込みに対して当社が承諾した場合は個別に契約が締結され、当該サービス、取引がご利用になります。
なお、この約款と各取引にかかる個別契約等との間に抵触する規定がある場合は、当該個別契約等が優先するものとします。

(有価証券の保護預り取引)

第5条 当社が定める方法により、お客さまが当社に対して保護預り口座設定のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、有価証券の寄託に関する契約が締結され、保護預り口座が開設されます。

- 2 前項のお申込み時その他関係法令に基づき当社が求める場合には、次の事項および当社が定める事項をお届出またはご提出等いただきます。
 - (1) 届出印鑑のお届出
 - (2) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯収法」といいます)および関係法令に規定する本人確認書類等のご届出またはご提示、および事実のご申告。この取引時確認等には、外国の政府等で重要な地位を占める者(以下「外国PEPs」といいます)である場合の確認を含みますが、これに限りません。
 - (3) お客さまが「上場会社等の役員等」(日本証券業協会の規則により当社が定める「上場会社等の役員等」をいいます)に該当される場合はその旨のお届出
 - (4) お客さまが、法律により株券等(当社に預託された株券、「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」に規定する優先出資証券ならびに投資証券をいいます)にかかる名義書換の制限が行われている場合の外国法人等である場合にはその旨のお届出
 - (5) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する法人番号の告知、および同法等に規定する本人確認等のための書類のご届出またはご提示
- 3 当社が定める方法により、お客さま(お客さまの代理人等を含みます)につき、次の各号に定める表明・確約をしていただきます。なお、この約款では第(1)号の①から⑥に該当する者、または第(2)号の①から⑤の行為を行う者を「反社会的勢力」とします。
 - (1) 現在かつ将来にわたり次の①から⑥のいずれにも該当しないことの表明・確約
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑥ その他上記①から⑤に準ずる者
 - (2) 自らまたは第三者を利用し次の①から⑤に該当する行為を行わないことの確約
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他上記①から④に準ずる行為
 - (3) 反社会的勢力に関して、次の①から③の表明
 - ① 反社会的勢力を利用していないこと
 - ② 反社会的勢力に対して資金を提供しまたは便宜を供与するなどの関与をしていないこと
 - ③ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (4) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に関して、次の①から③の確約、および④の表明・確約
 - ① 犯収法に定める「犯罪による収益」に該当する資金等の当社への預け入れ行為等を行わないこと
 - ② 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」その他の関係法令に違反する行為を行わないこと
 - ③ マネー・ローンダリングまたはテロリストへの資金供与に該当する行為を行わないこと
 - ④ 現在かつ将来にわたり日本、米国、国際機関等および当社が定める国の経済制裁対象者等に該当

- しないこと、また、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないこと
- 4 前項で表明または確約いただいた事項を確認することを目的とする場合その他当社が必要と判断する場合において、当社は、お客さまに対し、財務の状況、取引の目的、業種、資金源その他当社が必要と判断する事項を確認するために情報提供を求めることがあります。
 - 5 当社は、相当な期間取引がない場合、お客さまに通知することなく、入出金を含むお客さまの取引またはサービスの提供の全部または一部を停止または制限することがあります。また、第79条第1項各号もしくは第2項各号の事由がある場合、これらに準じる事由があると当社が合理的に判断した場合、または本条第4項に基づき当社がお客さまに情報提供を求めた場合でお客さまが当社の必要と認める情報提供を十分に行わない場合においても同様とします。なお、当社は、停止または制限した取引またはサービスの提供を再開するにあたり、お客さまに対し、改めて本人確認に必要な事項、または財務の状況、取引の目的、業種、資金源その他当社が必要と判断した事項に関する情報提供を求めることがあります。
 - 6 公開買付け等の目的のため、当社との契約締結が必要なときであって、第79条第1項各号または第2項各号の事由がある場合、当社は、その事情に応じて取引を制限することがあります。
 - 7 前項の場合において、締結された契約は、その目的が終了したとき、解約されるものとします。

(振替決済取引)

第6条 当社が定める方法により、お客さまが当社に対して振替決済口座設定のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、振替決済口座が開設されます。

- 2 お客さまとの間で振替決済取引を行うときは、振替決済口座にて処理します。

(国内外貨建債券取引)

第7条 保護預り口座を開設しているお客さまは、国内外貨建債券取引を行うことができます。

- 2 お客さまが当社との間で国内外貨建債券取引を行うときは、保護預り口座または振替決済口座にて処理します。

(投資信託の累積投資取引)

第8条 当社が定める方法により、お客さまが当社に投資信託の累積投資取引のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、この約款に基づく累積投資の委任に関する契約が締結され累積投資口座が開設されます。

- 2 前項のお申込みと同時あるいはお申込み後に、お客さまが各投資信託の累積投資約款に基づき当社にお申込みをされ、当社がそれを承諾した場合には、当該投資信託にかかる累積投資の委任に関する契約が締結され、当該投資信託の累積投資口座が開設されます。
- 3 外貨建MMF各商品の申込みを行う場合、外国証券取引口座を設定されていないお客さまは、同口座の開設が必要になります。

(外国証券取引)

第9条 当社が定める方法により、お客さまが外国証券取引口座約款に基づき当社にお申込みをされ、当社が承諾した場合には、外国証券の取引に関する契約が締結され、外国証券取引口座が開設されます。これにより、お客さまは外国証券取引を行うことができます。

(金銭の振込先指定方式)

第10条 当社が定める方法により、お客さまが当社にお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、金銭の振込先指定方式の利用に関する契約が締結され、金銭の振込先指定方式をご利用になれます。

第3節 法令等の遵守

(法令諸規則の遵守等)

第11条 当社との間で行う取引または当社から受けるサービスに関しては、お客さまは、金商法その他の関係法令、金融商品取引所が定める受託契約準則等の諸規則、日本証券業協会が定める諸規則、振替機関が定める業務規程等、および当社の社内規則（以下これらを総称して「法令諸規則」といいます）に従うものとします。

第4節 注文の受託

(本人であることの確認)

第12条 当社は、お客さまからご注文をお受けする際には、お客さまご本人からのご注文であることを確認させていただきます。

(前受金等)

第13条 有価証券等の売買等の受注は、原則として、あらかじめ買付の注文にかかる約定代金および執行にかかる手数料等（以下あわせて「買付代金」といいます）、または売付の注文にかかる有価証券（以下「売付有価証券」といい、買付代金とあわせて「前受金等」といいます）の全部をお預りした上で行います。

- 2 前受金等の全部をお預りしていない場合は、取引所取引については受託契約準則に定められる時限、その他の取引については当社の定める時限までに、買付代金または売付有価証券をお預りします。
- 3 前各項による買付代金または売付有価証券の受入が行われない場合は、次の措置をとることがあります。
 - (1) お客さまからの預り金から充当する措置。なお、充当の際に外貨の預り金を円に換算する必要がある場合は、当社の定める日における当社が定める為替レートにより換算するものとします（なお書きに

- ついては、次号においても同様とします)。
- (2) 売買契約を解除したまたはお客さまの計算において反対売買を行う措置
 - (3) 前各号の措置を講じた後になお不足金がある場合は、当社がお客さまのために占有または振替決済口座に記帳する有価証券等をもってその不足金に充当する措置。この場合でも、なお不足金があるときはその不足額の支払を請求することができるものとします。
 - (4) お客さまの口座で管理する資産の返還その他の取引を停止する措置
 - (5) お客さまへのサービス提供を停止する措置

(受注できない場合)

第14条 事故証券については、お預りしたり、売付等を受注したりすることはできません。なお、事故証券とは、偽造された有価証券、除権判決が確定した有価証券および失効後の有価証券その他の無効な有価証券、ならびに盗難届の提出、公示催告の申立てまたは株券喪失登録の請求等によって円滑な取引に支障のある、またはそのおそれのある有価証券をいいます。

- 2 前項によるほか、次のいずれかに該当する場合は、ご注文をお受けしないことがあります。
 - (1) 注文の内容が法令諸規則もしくはこの約款の定めのおそれがある当社が判断する場合
 - (2) 金融商品取引所が取引を規制している銘柄または当社が自主的に取引を制限している銘柄の場合
 - (3) お客さまが当社に対する債務の履行を怠っている場合
 - (4) お客さまから注文を受けるにあたり、法令諸規則に基づきお客さまへの交付が必要な書類をお客さまが受領していることを確認できない場合
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注することが適当ではないものと当社が判断した場合（実質的に投資判断を行う者と口座名義人が異なる場合等を含みますがこれらに限られません）

(注文内容の明示)

第15条 有価証券等の売買等のご注文の際は、現物取引と信用取引の別その他の取引の種類、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期限、執行する市場の別その他、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。

- 2 前項が遵守されない場合は、ご注文が執行されないことがあります。
- 3 当社が必要と判断したときは、注文書をご提出いただく場合があります。

(注文の執行)

第16条 有価証券等の売買等の注文を受付けた場合は、相当の時間内に執行します（取引停止など執行を阻害する事由が生じた場合は、当該事由が解消された後相当の時間内に執行します）。

- 2 有価証券等の売買等の注文について次のいずれかの事由が生じたときは、あらかじめお客さまに連絡することなく、その注文の執行をとりやめることがあります。
 - (1) 執行するまでに、法令諸規則またはこの約款の定めのおそれがある当社が認めたとき
 - (2) 売買注文の価格が金融商品取引所等の値幅制限を超えるとき
 - (3) 公正な価格形成に弊害をもたらす内容のものと当社が判断するとき
 - (4) 有効期間の途中で、金融商品取引所等または当社が当該銘柄の売買を規制したとき
 - (5) お客さまの口座に立替金その他の不足金があるとき
 - (6) 前各号に掲げるときのほか、取引の健全性に照らして当社が不適当と判断するとき

(注文の停止等)

第17条 お客さまが売買等の注文を行う場合、天災地変もしくは政変等による著しい社会秩序の混乱、金融商品取引所その他の市場における取引の停止もしくは制限、または外貨事情の急変等不可抗力と認められる事由があるとき、または受注後に注文を停止すべきと当社が合理的に判断した場合は、注文執行の停止または受付けた注文の取消が行われうることを了解のうえ、これを行うものとします。

- 2 お客さまが投資信託の売買の注文を行う場合は、前項によるほか、その投資信託の委託会社によって注文受付の停止または受付けた注文の取消が行われうることを了解のうえ、これを行うものとします。

第5節 報告・連絡

(取引報告書)

第18条 当社にご注文いただいた有価証券等の売買等の取引が成立したとき、またはその他法令に定めるときは、金商法第37条の4等の規定に基づき、遅滞なく、取引報告書(契約締結時交付書面)をお客さまに交付します(郵送または法令に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下取引残高報告書についても同様です)。

(取引残高報告書等)

第19条 当社は「金融商品取引業等に関する内閣府令」第98条等の規定に基づき、四半期に1回以上、期間内の取引内容、取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客さまに交付します。ただし、次の各号に定める場合は、それぞれに定める頻度とします。

- (1) 取引がない場合は、1年に1回以上(取引、残高がともに1年以上ない場合は交付しません)
- (2) 信用取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引またはそれ以外の

金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（「金融商品取引法施行令」第1条の8の6第1項第2号に該当するものおよび同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除きます）の未決済建玉がある場合には1年に2回以上

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、お客さまが金商法に定める特定投資家（金商法の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、特定投資家とみなされる者を含みます）である場合であって、当該お客さまからの前項に定める取引残高報告書によるご報告に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより取引残高報告書によるご報告を行わないことがあります。
- 3 当社は、第1項に定める取引残高報告書により報告する場合、次に掲げる書面に記載されているもの（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第108条第1項第2号イおよび二からへまでに掲げる事項ならびに同号チに掲げる事項（手数料に限りません）を除きます）については、第1項の規定にかかわらず、取引残高報告書に記載を行わないことがあります。
 - (1) 個別のデリバティブ取引等にかかる契約締結時交付書面
 - (2) 当該デリバティブ取引等にかかる取引の条件を記載した契約書
- 4 取引残高報告書およびその他取引残高に関する報告書をお届けした後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、当該報告書等を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。その際、当該報告書等の記載事項を確認した旨の回答書をご返送いただく場合があります。
- 5 当社からの報告書や連絡内容等、取引に関する事項でご不審な点があるときは、速やかに取引店の内部管理責任者または本社内部管理担当部署に直接ご連絡ください。

（その他の連絡事項）

第20条 前条のほか、当社は、保護預り証券および振替証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。

- (1) 名義書換または提供を要する場合には、その期日
- (2) 混合保管中の債券について第25条の規定に基づき決定された償還額
- (3) 最終償還期限

- 2 市場性のない有価証券については、前項第（1）号から第（3）号の連絡を行わない場合があります。

（通知の効力）

第21条 お客さまの所在地あてに、当社によりなされた諸通知が、移転、その他当社の責に帰すことのできない事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものと取扱うことができるものとします。

第2章 有価証券の保護預り取引

（保護預り証券）

第22条 当社は、本章および法令諸規則の定めに従って有価証券の保護預りをします。ただし、市場性のないもの等は、お預りしないことがあります。

（保護預り証券の保管方法および保管場所）

第23条 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2等法令に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- (1) 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。
- (2) 第（1）号に規定する場合であっても、お客さまの特段のお申出により当社において保管する場合には、当社において安全確実に保管します。この場合、債券または投資信託受益証券については、特にお申出のない限り他のお客さまの同銘柄の証券と混合して保管します。なお、当社における保護預り証券の保管業務等は、第三者機関に委託することがあります。
- (3) 第（1）号および第（2）号による保管は、大券をもって行うことがあります。

（混合保管等に関する同意事項）

第24条 前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

- (1) お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数または額に応じて共有権または準共有権を取得すること
- (2) 新たに証券をお預りするときまたはお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客さまと協議を要しないこと

（混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い）

第25条 混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

（保護預り証券の口座処理）

第26条 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

- 2 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、または他の

口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、決済会社が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、決済会社に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

(保護預り証券にかかる担保の設定)

第27条 お客さまが保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合に限り、担保の設定を行うことができるものとし、この場合、当社が定める方法で行うものとします。

(名義書換等の手続きの代行等)

第28条 当社は、お客さまからご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割または株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。

(償還金等の代理受領等)

第29条 保護預り証券の償還金（混合保管中の債券について第25条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ）または利金（分配金を含みます。以下同じ）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。なお、発行体からの償還金または利金の支払状況によっては、お客さまへのお支払いが予定日より遅延する場合があります。

(有価証券の受入れ)

第30条 当社は、お客さまより有価証券等を保護預りとしてお預りしたときは、当社所定の「受領書」または「取引残高報告書」を交付します。

(保護預り証券の返還)

第31条 保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社が定める方法によりお手続きください。

(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

第32条 当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱います。

- (1) 保護預り証券を売却される場合
- (2) 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
- (3) 当社が第29条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

(公示催告等の調査等の免除)

第33条 当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り証券にかかる喪失登録等についての調査およびご通知は行いません。

第3章 振替決済取引

第1節 構成

(本章の構成)

第34条 本章は、振替決済口座におけるお客さまと当社との間の振替証券にかかる権利義務関係を定めたものです。振替証券の定義および範囲については、振替機関（日本銀行または株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます））の定めによるものとします。

- 2 第2節は、すべての振替証券に関する共通の規定です。
- 3 第3節は、振替国債（振替法に基づく振替制度において取扱う国債）に関する規定です。
- 4 第4節は、振替一般債（振替法に基づく振替制度において取扱う一般債）に関する規定です。
- 5 第5節は、振替株式等（振替法に基づく振替制度において取扱う株式等）に関する規定です。

第2節 すべての振替証券に関する共通の規定

(振替決済口座)

第35条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替証券の記帳をする内訳区分（以下「質権欄」といいます）と、それ以外の振替証券の記帳をする内訳区分（以下「保有欄」といいます）とを別に設けて開設します。
- 3 当社は、お客さまが振替証券についての権利を有するものに限り振替決済口座に記帳します。

(振替の申請)

第36条 お客さまは、振替決済口座に記帳されている振替証券について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- (2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れにかかるものその他振替機関が定めるもの
- (3) 振替機関の定める振替制限日を振替日とするもの
- (4) 振替一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの
- (5) 振替一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を

行うもの

- (6) 振替投資信託受益権の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
 - (7) 振替投資信託受益権の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
 - (8) 振替投資信託受益権の償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
 - (9) 振替投資信託受益権の販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、振替機関の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます）
 - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
 - ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合には、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
 - ホ 償還日
 - ヘ 償還日翌営業日
 - (10) 振替投資信託受益権の振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合
- 2 お客さまが振替の申請を行うにあたっては、当社が定める期日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、届出印鑑により押印、記名してご提出いただきます。
- (1) 当該振替において減少および増加の記帳がされるべき振替証券の銘柄および数量
 - (2) お客さまの振替決済口座において減少の記帳がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - (3) 前号の振替決済口座において減少の記帳がされるのが質権欄である場合には、当該記帳がされるべき振替証券についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、優先出資者または受益者（以下本条において「株主等」といいます）の氏名または名称および住所ならびに第（1）号の数量のうち当該株主等ごとの数量
 - (4) 特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者（以下本条において「特別株主等」といいます）の氏名または名称および住所ならびに第（1）号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
 - (5) 振替先口座およびその直近上位機関の名称
 - (6) 振替先口座において、増加の記帳がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - (7) 前号の口座において増加の記帳がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量ならびに当該株主等の氏名または名称および住所ならびに株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
 - (8) 振替を行う日
- 3 前項第（1）号の数量は、振替機関の定める最低数量の整数倍（投資信託受益権の場合は、投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が最低数量超の整数の場合は、その単位の整数倍とします）となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第（5）号の提示は必要ありません。また、同項第（6）号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- 5 当社に振替証券の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに振替証券の振替の申請があったものとして取扱います。
- 6 第2項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限り）を行うお客さまは、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権を同項第（5）号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権の株主、投資主、優先出資者もしくは受益者の氏名または名称および住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

（他の口座管理機関への振替）

第37条 当社は、お客さまからお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当社は振替の申出を受け付けられないことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の書面によりお申込みください。

(利金・収益分配金・償還金・解約金の代理受領等)

- 第38条** お客さまの振替決済口座に記帳されている振替証券（差押えを受けたもの、その他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます）の償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ）、利金、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客さまに代って支払者（支払代理人を含みます）からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。なお、当社が代って受領した金額がお客さまにお支払いした金額よりも少なかった場合、お客さまに相当額をお支払いしたにもかかわらず当社が予定される受領日に保管機関等から果実、償還金等の支払いとして金銭を受領しなかった場合、その他の合理的な理由がある場合には、当社はお客さまより全額または一部を返還いただきます。お客さまから遅滞なく返還をいただけない場合、当社は当該お客さまに対して当社が負担する債務と弁済期の如何にかかわらず相殺すること、または当該お客さまより預託を受けた預り有価証券その他の資産等を当社が適当と認める時期、価格および条件をもって解約、売却または買取処分の上、手取額または代金額を返還いただくべき金額の一部または全部に充当することが、それぞれできるものとし、ます。なお、本項に基づきお客さまより金銭の返還をいただく場合、当社は、返還対象金額と当社の資金調達コストに基づき返還いただくまでの期間に応じて当社が合理的に算定する金額を、また保管機関等に対して当社が別途金利等を負担する義務を負う場合には上記に当該金利負担額に基づき当社が合理的に算定する金額を加えた金額を、返還金額とあわせてお客さまから当社にお支払いいただくことができるものとし、ます。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、当社が定める方法により、お客さまからの申込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記帳がされている振替証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます）の利子または収益分配金の全部または一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分することができます。

(抹消申請の委任)

- 第39条** 振替決済口座に記帳されている振替証券について、次の各号に掲げる事項が行われる場合には、当該振替証券について、お客さまから当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとみなし、当社は当該委任に基づき、お客さまに代ってお手続きさせていただきます。
- (1) 振替国債が償還（分離利息振替国債にあっては、利子の支払い）された場合
 - (2) 振替一般債について、償還、繰上償還または定時償還が行われる場合
 - (3) 振替投資信託受益権について、お客さまの請求による解約、償還または信託の併合が行われる場合
 - (4) 振替新株予約権付社債または振替上場投資信託受益権について、償還または繰上償還が行われる場合
 - (5) 短期社債等の償還日が到来した場合

(担保の設定)

- 第40条** お客さまが振替証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合に限り、担保の設定を行うことができるものとし、ます。この場合、当社が定める方法で行うものとし、ます。

(振替証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

- 第41条** 当社は、振替機関において取扱う振替証券のうち、当社が指定販売会社となっていない投資信託受益権の銘柄、その他当社が定める一部の振替証券の銘柄について取扱いを行わない場合があります。
- 2 当社は、当社における振替証券の取扱いについて、お客さまからお問合せがあった場合には、お客さまにその取扱いの可否を通知し、ます。

(当社の連帯保証義務)

- 第42条** 振替機関が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限り、ます）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証し、ます。
- (1) 振替証券の振替手続を行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記帳されたにもかかわらず、振替法に定める超過記帳にかかる義務を履行しなかったことにより生じた振替証券の超過分（振替証券を取得した者のないことが証明された分を除きます）の償還金、利金、解約金、収益の分配金および振替受益権の受益債権にかかる債務の支払いをする義務
 - (2) 分離適格振替国債、分離元本振替国債または分離利息振替国債の振替手続を行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記帳されたにもかかわらず、振替法に定める超過記帳にかかる義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振替国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振替国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振替国債および当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振替国債の超過分（振替国債を取得した者のないことが証明された分を除きます）の利子の支払いをする義務
 - (3) その他、振替機関において、振替法に定める超過記帳にかかる義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(緊急措置)

- 第43条** 法令の定めるところにより振替証券の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとし、ます。

第3節 振込国債に関する規定

(分離適格振込国債にかかる元利分離申請)

- 第44条** 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます）の日本銀行が定める内訳区分に記帳されている分離適格振込国債について、差押えを受けたもの、その他法令の規定により元利分離またはその申請を禁止されたものを除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。
- 前項に基づき、お客さまが元利分離の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を、当社に提示いただくこととします。
 - 減額の記帳がされるべき分離適格振込国債の銘柄および金額
 - お客さまの振替決済口座において減額および増額の記帳がされるべき種別
 - 前項第（1）号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければならないこととします。

(分離元本振込国債等の元利統合申請)

- 第45条** 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます）の日本銀行が定める内訳区分に記帳されている分離元本振込国債および分離利息振込国債について、差押えを受けたもの、その他法令の規定により元利統合またはその申請を禁止されたものを除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。
- 前項に基づき、お客さまが元利統合の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただくこととします。
 - 増額の記帳がされるべき分離適格振込国債の銘柄および金額
 - お客さまの振替決済口座において減額および増額の記帳がされるべき種別
 - 前項第（1）号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければならないこととします。

第4節 振替一般債に関する規定

(機構非関与銘柄の振替の申請)

- 第46条** お客さまの口座に記帳されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金および利金を取扱う銘柄以外の銘柄の振替一般債をいいます）について、お客さまが振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申出ください。

第5節 振替株式等に関する規定

(加入者情報の取扱いに関する同意)

- 第47条** 当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等にかかる記帳がされた場合には、お客さまの加入者情報（氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)

- 第48条** 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます）の内容は、機構を通じて、お客さまが他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出)

- 第49条** 当社は、お客さまが、発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。
- 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客さまが新たに取得した振替株式等については、総株主通知または個別株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総優先出資者通知もしくは総受益者通知（以下「総株主通知等」といいます）または個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(発行者に対する振替決済口座の所在の通知)

- 第50条** 当社は、振替株式等の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客さまが同法第198条第1項に規定する株主または登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客さまの振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(振替制度で指定されていない文字の取扱い)

- 第51条** お客さまが当社に対して届出を行った氏名もしくは名称または住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(振替先口座等の照会)

- 第52条** 当社は、お客さまから振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客さまからの振替の申請において示され

た振替先口座にかかる加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

- 2 お客さまが振替株式等の質入れ、担保差入れまたは株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客さまから同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座にかかる加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。
- 3 お客さまが当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れまたは株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客さまから同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座にかかる加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

(信託の受託者である場合の取扱い)

第53条 お客さまが信託の受託者である場合には、お客さまは、その振替決済口座に記帳がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記帳をすることを請求することができます。

(振替株式等の発行者である場合の取扱い)

第54条 お客さまが振替株式、振替投資口または振替優先出資の発行者である場合には、お客さまの振替決済口座に記帳がされているお客さまの発行する振替株式、振替投資口または振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることがあります。

- 2 お客さまは、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求または新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知または反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。

(個別株主通知の取扱い)

第55条 お客さまは、当社に対し、当社が定める方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます）の取次ぎの請求をすることができます。

(単元未満株式の買取請求等)

第56条 お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記帳されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次ぎ停止期間は除きます。

- 2 前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。
- 3 お客さまは、第1項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求にかかる単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
- 4 お客さまは、第1項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求にかかる発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。
- 5 お客さまは、第1項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求にかかる取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

(会社の組織再編等にかかる手続き)

第57条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割または無償割当て等の際に、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加もしくは減少の記帳を行います。

- 2 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記帳を行います。

(振替上場投資信託受益権の併合等にかかる手続き)

第57条の2 当社は、振替上場投資信託受益権の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記帳を行います。

(振替受益権の併合等にかかる手続き)

第57条の3 当社は、振替受益権の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記帳を行います。

- 2 当社は、信託の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記帳を行います。

(振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)

第57条の4 振替決済口座に記帳されている振替上場投資信託受益権または振替受益権について、お客さまから当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

2 振替上場投資信託受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

(配当金等に関する取扱い)

第58条 お客さまは、金融機関等の預貯金口座への振込みの方法により振替株式等の配当金または分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金または分配金を受領する預貯金口座の指定（以下「配当金等振込指定」といいます）の取次ぎの請求をすることができます。

2 お客さまは、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます）への振込みにより、お客さまが保有するすべての銘柄の振替株式等の配当金または分配金を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます）またはお客さまが発行者から支払われる振替株式等の配当金または分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客さまのために開設する振替決済口座に記帳された振替株式等の数量（当該発行者にかかるものに限ります）に応じて当社に対して配当金または分配金の支払いを行うことにより、お客さまが配当金または分配金を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

3 お客さまが前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(1) お客さまの振替決済口座に記帳がされた振替株式等の数量にかかる配当金等の受領を当社または当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること

(2) お客さまが振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記帳された振替株式等の数量にかかる配当金または分配金の受領を当該他の口座管理機関または当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に機構を通じて通知することについては、当社に委託すること

(3) 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関および当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと

(4) お客さまに代理して振替株式等の配当金または分配金を受領する口座管理機関の商号または名称、当該口座管理機関が配当金または分配金を受領するために指定する金融機関預金口座および当該金融機関預金口座ごとの配当金または分配金の受領割合等については、発行者による配当金または分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること

(5) 発行者が、お客さまの受領すべき振替株式等の配当金または分配金について、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払ったことを当社が確認でき次第、お客さまの取引口座に入金すること

(6) お客さまが次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することができないこと
イ 機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の振替株式等の配当金または分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者

ロ 機構加入者（直接口座管理機関）

ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券にかかる株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券にかかる株券喪失登録者である加入者または会社法第223条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

4 登録配当金等受領口座方式または株式数等比例配分方式を現に利用しているお客さまは、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

(振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等)

第58条の2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約および機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国または地域（以下「国等」といいます）の諸法令、慣行および信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます）。

なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款の規定により管理することがあります。

2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約および機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行および信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます）。

(振替受益権の信託財産の配当等の処理)

第58条の3 振替受益権の信託財産にかかる配当金または収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利または株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

(振替受益権の信託財産にかかる議決権の行使)

第58条の4 振替受益権の信託財産にかかる株主総会（受益者集会を含む。以下同じ）における議決権は、お客さまの指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

(振替受益権にかかる議決権の行使等)

第58条の5 振替受益権にかかる受益者集会における議決権の行使または異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客さまが行うものとします。

(振替受益権の信託財産にかかる株主総会の書類等の送付等)

第58条の6 振替受益権の信託財産にかかる株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利または利益に関する諸通知および振替受益権にかかる信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

(振替受益権の証明書の請求等)

第58条の7 お客さまは当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。

- 2 お客さまは、振替法第127条の27第3項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。

(総株主通知等にかかる処理)

第59条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権および振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権および振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます）の氏名または名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を報告します。

- 2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者（振替上場投資信託受益権にあっては発行者および受託者。次項において同じ）に対し、通知株主等の氏名または名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客さまについて、当社または他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客さまと同一の者であると認めるときは、その同一の者にかかる通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。
- 3 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等にかかる事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。
- 4 当社は、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、機構が定めるところにより、お客さまの氏名または名称およびその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者および受託者または振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客さまにご同意いただいたものとして取り扱います。

(振替新株予約権の行使請求等)

第60条 お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記帳されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄にかかる株主確定日、元利払期日および当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

- 2 お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記帳されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求にかかる払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄にかかる株主確定日および当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- 3 前二項の発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求にかかる払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
- 4 お客さまは、第1項または第2項に基づき、振替新株予約権付社債または振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求をする振替新株予約権付社債または振替新株予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。
- 5 お客さまは、前項に基づき、振替新株予約権について新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使にかかる払込金の振込みを委託していただくものとします。
- 6 お客さまの振替決済口座に記帳されている振替新株予約権付社債または振替新株予約権について、新株予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権の抹消を行います。
- 7 お客さまは、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

第61条 振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替上場投資信託受益権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券または受益証券を発行するときは、お客さまは、当社に対し、発行者に対

する新株予約権付社債券、新株予約権証券または受益証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券または受益証券は、当社がお客さまに代わって受領し、これをお客さまに交付します。

- 2 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替上場投資信託受益権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客さまの氏名または名称および住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(振替新株予約権付社債にかかる振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)

第62条 お客さま（振替新株予約権付社債権者である場合に限り）は、当社に対し、振替口座簿のお客さまの口座に記帳されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面（振替法第222条第3項に規定する書面をいいます）の交付を請求することができます。

- 2 お客さまは、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。また、お客さまは、反対新株予約権付社債権者が振替法第222条第5項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。

(振替口座簿記載事項の証明書の交付または情報提供の請求)

第63条 お客さまは、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客さまの口座に記帳されている事項を証明した書面（振替法第277条に規定する書面をいいます）の交付または当該事項にかかる情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。

- 2 当社は、当社が備える振替口座簿のお客さまの口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客さまの口座に記帳されている事項を証明した書類の交付または当該事項にかかる情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接または機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付または当該事項にかかる情報を電磁的方法による提供をします。

(機構からの通知に伴う振替口座簿の記帳内容の変更に関する同意)

第64条 機構から当社に対し、お客さまの氏名もしくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨またはお客さまが法律により振替株式等にかかる名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記帳内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に関する特約)

第65条 当社が、お客さまによる権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。本条において同じ）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券または受益証券発行信託の受益証券をいいます。本条において同じ）の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者または渡方登録金融機関から当社に対し当該買付け上場株券等の引渡しが行われないこと（以下「フェイル」といいます）を確認した場合について、当該権利確定日にかかるお客さまの株主等（株主、優先出資者、受益権者または投資主をいいます。本条において同じ）としての権利を保全するため、お客さまは当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとし、

- (1) 当社が、お客さまから当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする
- (2) 前号のお客さまからの申込みに対し、当社は、お客さまの株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客さまからの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります）および本件貸借取引（前号のお客さまからの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本条の定めに従い処理されること
- (3) 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客さまの貸借料は無償とすること
- (4) 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客さまに貸し出すこと
- (5) お客さまは、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供することおよび当社がお客さまから担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること
- (6) 権利確定日の翌営業日に、当社はお客さまから担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客さまは当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること
- (7) 第(4)号および第(5)号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客さま、当社および日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て

履行されたものとみなし、当社がお客さまから担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること

- 2 次の各号に掲げる事由がお客さままたは当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客さまから担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合または当社がお客さまに貸し出した上場株券等をお客さまが返済できなくなった場合、当社がお客さまから提供を受けた上場株券等にかかる返還請求権と当社がお客さまに貸し出した株券等貸借取引の貸出しにかかる返済請求権とを相殺するものとします。
 - (1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または特別清算開始の申立てがあったとき
 - (2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
 - (3) 租税公課の滞納により差押えを受けたとき
 - (4) 支払を停止したとき
 - (5) 本条に基づき相手方に対して有する上場株券等の返還請求権もしくは返済請求権に対して保全差押えまたは差押えの命令、通知が發送されたとき、または当該返還請求権もしくは返済請求権の譲渡または質権設定の通知が發送されたとき
 - (6) 手形交換所または電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - (7) 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
 - (8) 書面により、本条に基づき相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、または支払能力がないことを認めるとき
- 3 第1項および第2項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡または質入れすることはできません。
- 4 お客さまから担保として提供を受けた上場株券等について、当社および当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客さまを権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。
- 5 お客さまが当社との間でこの約款とは別に株券等貸借取引に関する基本契約書を締結している場合でも、第1項から第4項、第6項および第7項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客さまは、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。
- 6 第1項に基づき、当社がお客さまに対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間に加えお客さま名および当社名を記載した書面（お客さまから担保として提供された上場株券等について、第1項第(5)号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄および株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます）を交付いたします。
- 7 前項にかかわらず、お客さまと当社は、お客さまから特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

第4章 国内外貨建債券取引

(外貨の受払い等)

第66条 国内外貨建債券の取引にかかる外貨の授受は、原則としてお客さまが自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

(金銭の授受)

第67条 国内外貨建債券の取引に関して行う当社とお客さまの間における金銭の授受は、円貨または当社が応じ得る範囲内でお客さまが指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決めまたは指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。なお、お客さまが外貨で受領または支払いを希望される場合は、あらかじめ当社にお申し出いただくものとします。

- 2 前項の換算日は、売買代金については約定日、次項第(1)号から第(4)号までに定める処理にかかる決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。
- 3 当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。
 - (1) 利子および償還金については第1項に定めるとおり取扱います。なお、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客さまの負担とし、当該利子または償還金から控除するなどの方法によりお客さまから徴収します。
 - (2) 国内外貨建債券に関し、新株予約権（新株予約権証券を除きます）が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を第(1)号の規定に準じて処理します。
 - (3) 転換権付社債の権利行使により発行される外国証券については、当社への保管の委託があったものとして、外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。
 - (4) 国内外貨建債券に関し、第(1)号および第(2)号以外の権利が付与される場合は、お客さまが特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第(1)号の規定に準じて処理します。
 - (5) 債権者集会における議決権の行使または異議申立てについては、お客さまの指示に従います。ただし、

お客さまが指示しない場合には、当社は議決権の行使または異議の申立てを行いません。

第5章 投資信託の累積投資取引

(金銭の払込み)

第68条 お客さまは、累積投資取引にかかる投資信託受益権の買付に充てるため、1回の払込みにつき当社が定める期日までに当該投資信託の目論見書記載の金銭（以下「払込金」といいます）を累積投資口座に払込むものとし、

(買付の時期および価額)

第69条 お客さまから累積投資取引にかかる投資信託受益権の買付の申込みがあったときは、目論見書記載の方法により、遅滞なく当該投資信託受益権を買付けます。

なお、目論見書記載の所定の時刻以降の買付の申込みおよび休業日の買付の申込みは翌営業日の申込みとして取扱います。

- 2 前項の買付価額は、当該投資信託の目論見書記載の価額となります。なお、当該価額に基づき当社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、払込金の中から申し受けます。

(果実の再投資または定期引出)

第70条 累積投資取引にかかる投資信託の果実は、お客さまに代わって当社が受領のうえ、お客さまの累積投資口座に繰入れ、所定の源泉税を控除後、決算日の基準価額により同一銘柄の受益権の買付に充てます。なお、この場合、買付にかかる手数料は無料とします。

- 2 前項にかかわらず、お客さまは当社が定める手続きにより、当社が認める銘柄にかかる投資信託の果実について買付を行わずお客さまへお支払いする旨の契約（以下「定期引出契約」といいます）を締結することができます。
- 3 定期引出契約の締結を申込まれた銘柄が、当社が別に定めるグループに属している場合は、当該グループに属するすべての銘柄に対し同契約の締結のお申込みがあったものとして取扱います。
- 4 第2項により締結した定期引出契約を解約する場合には、当社が定める方法により取引店へお申込みいただくものとし、当社は、所定の手続きを経てこれを処理するものとし、

(受益権または金銭の返還)

第71条 当社は、お客さまから本章の規定に基づく投資信託受益権または金銭について返還の請求を受けたときは、当該投資信託の目論見書記載の方法により決定された価額により各投資信託受益権を換金し、所定の手数料、信託財産留保額、所得税、住民税、消費税等を差引いた金銭を引き渡すことによって返還に代えるものとし、

ただし、他社への振替可能銘柄であり、他社振替による返還の場合はこの限りではありません。

なお、当該目論見書記載の所定の時刻以降の返還請求および休業日の返還請求は翌営業日の返還請求として取扱います。

- 2 前項の請求は、当社が定める手続きによってこれを行うものとし、所定の手続きを経てお客さまに返還します。
- 3 クローズド期間のある投資信託の、当該クローズド期間中の前各項に基づく返還は、当該投資信託の目論見書記載の事由に該当する場合に限り行うことができます。
- 4 第2項の返還請求時に、乗換えをお申込みいただいた場合には、当該返還金をお客さまにお支払いすることなく、当該投資信託の目論見書の記載するところに従い累積投資口座に繰り入れます。

(受益権の定期的返還)

第72条 お客さまは、当社が定めるサービスにかかる買付代金に充てるため、当社が認める銘柄について受益権の一部を換金して定期的に返還を受ける旨の契約を締結することができます。

(解約事由)

第73条 投資信託の累積投資の委任に関する契約は、第79条に定める解約事由のほか、お客さまが累積投資の委任に関する契約を締結した投資信託受益権が償還されたときに解約されます。

(その他)

第74条 投資信託の累積投資取引に関する事項で本章に記載のない事項は各投資信託受益権の目論見書の記載するところに従います。

- 2 既に累積投資取引をご利用のお客さまが申込時に交付を受けている各投資信託の「累積投資約款」に基づく取扱いは、本章に基づく取扱いとして引続きご利用いただけます。
- 3 個別の累積投資約款がある投資信託については、本章の規定ならびに当該個別の累積投資約款の規定に従うものとし、

なお、本章の規定と当該個別の累積投資約款の規定との間に抵触する規定がある場合は当該個別の累積投資約款の規定が優先します。

第6章 金銭の振込先指定方式

(指定預貯金口座の取扱い)

第75条 指定預貯金口座は原則として当社の口座名義と同一名義のものを指定いただくこととします。

- 2 すでに当社に振込先の預貯金口座をお届出になっている場合においても、本章に基づいて指定された口座を指定預貯金口座として取扱わせていただきます。
- 3 前項にかかわらず、利金・収益分配金・配当金（以下「利金等」といいます）について当社が定める手続きにより振込先の預貯金口座を指定されている場合には、特にお客さまからその旨の指示がないときは利金等に限り従前のご指定による口座を指定預貯金口座として取扱わせていただきます。

(指定預貯金口座の確認)

第76条 前条が採用された場合、速やかに当該申込内容をご確認いただくためのご案内を送付しますので、記載内容をご確認ください。記載内容に相違がありましたら、速やかに当社にお申出ください。

- 2 前項のご案内を当社が送付してから1週間は、振込請求を受けましても指定預貯金口座への金銭の振込はできないことがあります。

(指定預貯金口座の変更)

第77条 指定預貯金口座を変更されるときは、当社が定める手続きによりお届けいただくこととします。

- 2 変更届出の受付後の取扱いは前条に準じて行うものとします。

(金銭の受渡精算方法の指示)

第78条 金銭の受渡精算方法については、お客さまからその都度、本章に基づく振込をするのか、その他の受渡精算方法によるのかを口頭、電話等でご指示いただくこととします。なお、当該ご指示を受けたとき当社は生年月日等によりお客さまご自身からのご指示であることを確認することがあります。

- 2 利金等についてはあらかじめ振込のご指示がある場合には前項のご指示をいただく前に指定預貯金口座に振込みます。ただし、指定預貯金口座をお届けいただいた後に、利金等をそれと異なる預貯金口座に継続して振込むことをご希望される場合には、その預貯金口座を当社が定める手続きによりお届けいただくこととします。

第7章 雑則

第1節 解約

(解約事由)

第79条 次の事由に該当したときは、お客さまと当社の契約はすべて（第5条から第10条に基づく契約に限りません）解約されるものとします。

- (1) お客さまが当社の定める方法により、すべての契約の解約をお申出になったとき
 - (2) お客さまのいずれの口座においてもお預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過したとき
 - (3) お客さま（お客さまの代理人等を含みます。次号から第（5）号において同じ）が第5条第3項に基づく表明・確約に違反し、もしくはこの約款に基づき申告を求められた事項に関して虚偽の申告をしたこと、またはそれらの疑いが認められ、当社が解約を申出たとき
 - (4) お客さまの本人確認ができないとき、お客さまが申告した本人確認内容に疑いがあるとき、その他法令諸規則またはこの約款あるいは各取引にかかる個別契約（以下「約款等」といいます）に基づいて求める事項にお客さまが応じていただけず、当社が解約を申出たとき
 - (5) お客さまが、口座開設時等に実質的支配者の外国PEPsに関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が解約を申し出たとき
 - (6) お客さまが法令諸規則または約款等に違反し、当社が解約を申出たとき。ただし、その違反が重大でない場合は、当社が当該違反の是正を求めたにもかかわらず一定の期間内に是正されない場合に限りです
 - (7) 当社が第5条第4項に基づきお客さまに情報提供を求めた場合で、お客さまが、当社が必要と認める情報提供を十分に行わなかったとき
 - (8) お客さまが、犯罪による収益等を、生計の維持、財産の形成または事業の遂行に利用したとき
 - (9) お客さまが、その有するいずれかの口座を、自らのまたは第三者の犯罪による収益等の預託を実質的な目的として利用しているとき
 - (10) 前各号に掲げるほか、取引を継続するうえでお客さまとの信頼関係の維持が困難であると当社が判断したとき、その他やむを得ない事由により当社が解約を申出たとき
- 2 次の事由に該当したときは、お客さまと当社の個別契約は解約されるものとします。
 - (1) お客さまが当社の定める方法により当該契約の解約をお申出になったとき
 - (2) 当該契約によって設定されたお客さまの口座にお預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過したとき
 - (3) 当社が当該契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該契約の業務を終了したと

き

- (4) 法令諸規則等に照らして合理的な事由に基づき、当社が一定の猶予期間を付して当該契約の解約を申出た場合において、その期間を経過したとき
- 3 第1項各号または第2項各号に該当するときであっても、お客さまのお預り残高について融資等の契約に基づき担保が設定されている場合その他合理的な理由がある場合は、当社は、当社の判断により、同各項に基づく解約を留保することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第80条 各契約が解約となった場合のお手続き等は、次のとおりとします。

- (1) 各契約が解約となった場合、当社が定める方法により、お預りしている現金・有価証券等を返還します。
- (2) お預りしている有価証券等の返還のうち、本券による返却が困難なもの等については、お客さまのご指示により、決済・換金したうえでその代金を返還します。ただし、お客さまのご指示がない場合は、当社の判断により決済・換金を行うことができるものとします。この場合、決済・換金の時期および方法についても当社の判断で行うことができるものとします。
- (3) 前二号の手続きに費用を要する場合、お客さまは当社に当該費用をお支払いいただくものとします。
- 2 次の各号のいずれかに該当するお客さまが契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客さまの振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客さまの振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただくものとします。
- (1) お客さまの振替決済口座に振替株式等についての記帳がされている場合
- (2) お客さまが融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等にかかる株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者もしくは受益者として記帳されているときまたはお客さまが他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出もしくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者である場合、またはお客さまが他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知もしくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者もしくは反対新投資口予約権者である場合
- (3) お客さまの振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整優先出資金数、調整上場投資信託受益権口数または調整受益権数にかかる振替株式等についてお客さまの振替決済口座に増加の記帳がされる場合

第2節 変更・喪失

(変更・喪失手続き)

- 第81条** 各サービス、取引等に関する申込書等の記載事項や届出事項等に変更がある場合は、当社の定める手続きにより当社へお届出いただくものとします。
- 2 届出印鑑を紛失したときは、ただちに当社へお届出いただくものとします。
- 3 第1項、第2項のお届出については、当社がこれを確認したことをもって、お届出いただいた内容の手続きが開始されるものとします。
- 4 振替機関からお客さまの住所、氏名または国籍の変更等を通知された場合は、お客さまから第1項の届出があったものとみなします。
- 5 申込書等の記載事項や届出事項の変更手続きに際しては、「印鑑証明書」、「登記事項証明書」等の書類をご提出願うことがあります。
- 6 本条に関するお届出があった場合は、当社は所定の手続きを完了したのちでなければ有価証券等およびお預り金の返還等のご請求には応じられません。

第3節 その他

(お預り金)

第82条 当社は、お客さまからお預りした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず利子等のお支払いはいたしません。

(諸手数料)

- 第83条** 当社は、保護預り口座または振替決済口座を設定したときは、その設定時および当該口座設定後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- 2 前項の料金計算期間の途中で契約を解除された場合は、前項の料金はお返ししません。ただし、第79条第1項第(3)号から第(10)号または同条第2項第(3)号から第(4)号に基づき、前項の料金計算期間の途中で解約する場合は、前項の料金から当該口座を設定していた期間(解約した月を除き月数で計算します)に相当する額を控除した金額をお返しします。
- 3 投資信託の累積投資取引については、取引の対象となった投資信託受益権または投資信託受益証券の管理料等をいただくことがあります。
- 4 当社は、金銭の振込または引出しにかかる手数料について、当社が定める額をお客さまにご負担していただ

- くことがあります。
- 5 振替証券については、以下の場合、当社が定める手数料をいただくことがあります。
 - (1) 第37条に従い、お客さまのご依頼により当社の口座から他の口座管理機関の口座へ振替の手続きを行う場合
 - (2) 第56条あるいは第60条に従い、お客さまのご依頼により単元未満株式の買取請求等の取次ぎを行う場合
 - (3) 第62条あるいは第63条に従い、お客さまのご依頼により振替口座簿記載事項の証明書を交付または情報提供を行った場合
 - 6 保護預り証券について、第28条に定める名義書換等の手続きの代行を行う場合、当社が定める手数料をいただくことがあります。
 - 7 お客さまのご希望にしたがって特別な取扱いをしたときは、当社はお客さまに対し、当社の要した実費をいただくことができるものとします。
 - 8 有料サービスを解約された場合でも、いったんお支払いになった料金は、原則としてお返しいたしません。
 - 9 当社は、お客さまからいただくべき諸料金、税金または手数料その他お客さまにご負担いただくべき金銭等に未収金がある場合、以下の取り扱いをすることがあります。
 - (1) お客さまからの預り金から充当する措置。なお、充当の際に外貨の預り金を円に換算する必要がある場合は、当社の定める日における当社が定める為替レートにより換算するものとします（なお書きについては、次号においても同様とします）。
 - (2) 前号の措置を講じた後になお不足金がある場合は、当社がお客さまのために占有または振替決済口座に記帳する有価証券をもってその不足金に充当する措置。この場合でも、なお不足金があるときはその不足額の支払を請求することができるものとします。
 - (3) お客さまの口座で管理する資産の返還その他の取引を停止する措置
 - (4) お客さまへのサービス提供を停止する措置
 - 10 外国証券取引口座の管理料および外国証券取引の執行に関する料金等は、外国証券取引口座約款で定めるところによります。

(預り証の無効)

第84条 旧証券取引法のもとで当社がお客さまに対して発行した「預り証」は無効として取り扱います。

(使用可能文字)

第85条 お客さまが当社にお届けいただいた名称等の文字が、当社において使用可能な文字でない場合には、当社において使用可能な文字へと置き換えるものとします。

(免責事項)

- 第86条** お客さまに損害が生じても、その損害が次の事由によるものである場合は、当社はその損害を賠償する責を負いません。
- (1) 当社所定の証書等に押捺された印影と届出印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券等・金銭の返還請求その他の申出事項に応じた場合
 - (2) 前号に定める場合のほか、申出事項等に照らして合理的な方法によりお客さま本人であると判断したうえで、申出事項に応じた場合
 - (3) 当社所定の証書等に押捺された印影が届出印鑑と相違するため、有価証券等または金銭の返還請求その他の申出事項に応じなかった場合
 - (4) 前号に定める場合のほか、申出事項等に照らして合理的な方法により判断してもお客さま本人であると認められず、申出事項に応じなかった場合
 - (5) 第13条第3項または第83条第9項に基づき同各項各号に定める措置をとった場合
 - (6) 第14条各項の定めにより、当社がお預りまたは注文に応じなかった場合
 - (7) 第16条第1項の定めにより、相当の時間内に処理したにもかかわらず、当該処理に要する時間中に市場価格が変動した場合、または当日中の執行ができなかった場合
 - (8) 第16条第2項の定めにより、注文の執行をとりやめた場合
 - (9) 売買の注文を取り消し、または変更する申込みを受付けた後、相当の時間内に処理を行ったにもかかわらず、元の注文にかかる取引が成立した場合
 - (10) 金融商品取引所の規則等により、過誤のある注文により売買が成立した注文について取消されたことによる損害が発生した場合
 - (11) お客さまの届出事項に変更があった場合で、その変更のお申出が遅滞なく行われなかった場合
 - (12) 第20条第1項第(1)号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きのご依頼がなかった場合
 - (13) 保護預り証券について、お預り当初から瑕疵またはその原因となる事実があった場合
 - (14) 当社が第6章の規定に基づき、金銭をお客さまの指定預貯金口座に振り込んだ場合およびその後損害が発生した場合
 - (15) 第80条第1項第(2)号の定めにもとづき当社の判断により決済・換金したことにより生じた損害
 - (16) この約款または法令諸規則の定めにもとづき取引もしくはサービスの提供が停止・制限され、もしくはその内容が変更され、または契約が解除された場合。当社において相当と判断することにより、約款

に規定のない取引もしくはサービスの提供について停止または変更する場合も同様とします。

- (17) 天災地変、政変、同盟罷業、金融商品取引所その他の市場における取引の停止もしくは制限、または外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事情が生じた場合
- (18) 電信または郵便の誤謬または遅延、金融商品取引所等または情報を伝達する機器もしくは機関における不具合（ただし、当社の責に帰するものを除きます）その他当社の責に帰することができない事由が生じた場合
- (19) 第43条に従い臨機の処置をした場合

- 2 他の取引に関する約款がある場合、当該他の取引については、第1項の他、当該他の約款の免責規定に従った取扱いとします。

(約款の改定)

第87条 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

- 2 当社は、前項の規定に基づきこの約款を改定するときは、その効力発生日を定め、この約款を変更する旨および変更後のこの約款の内容ならびに効力発生時期を店頭表示、インターネットまたはその他の相当の方法により周知します。

(合意管轄)

第88条 お客さまと当社との間におけるこの約款に関する訴訟は、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(附則)

- ・ この約款以外の約款その他の書類等に「振替決済口座管理約款」「一般債振替決済口座管理約款」「短期社債等振替決済口座管理約款」「投資信託受益権振替決済口座管理約款」「株式等振替決済口座管理約款」の記載がある場合、「証券取引約款」と読み替えるものとします。

以上

2020年8月

外国証券取引口座約款（法人のお客さま用）

第1章 総則

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客さま（以下「申込者」という。）と当社との間で行う外国証券（日本証券業協会または金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

- 2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場および外国投資信託における現地の管理会社または他社へ取次ぐ場合の他社を含む。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」という。）および外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）ならびに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行にかかる準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取引が認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとしす。

なお、上記の国内委託取引、外国取引および国内店頭取引については、信用取引にかかる売買および信用取引により貸付けを受けた買付代金または売付有価証券の弁済にかかる売買を除くものとしす。

（外国証券取引口座による処理）

第2条 申込者が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」という。）により処理します。

（遵守すべき事項）

第3条 申込者は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令ならびに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」という。）、日本証券業協会および決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいう。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券にかかる預託機関をいう。以下同じ。）が所在する国または地域（以下「国等」という。）の諸法令および慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとしす。

第2章 外国証券の国内委託取引

（外国証券の混合寄託等）

第4条 申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等および外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。）は、混合寄託契約により寄託するものとしす。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録または記載される外国株式等および外国新株予約権（以下「振替証券」という。）については、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、申込者の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとしす。

- 2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社にかかる口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載または記録するものとしす。
- 3 前項により混合寄託される寄託証券または決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」という。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令および慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理します。
- 4 申込者は、第1項の寄託または記録もしくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとしす。

（寄託証券にかかる共有権等）

第4条の2 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券および他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券ならびに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社にかかる口座に外国株式等を記載または記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載または記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。

- 2 寄託証券にかかる申込者の共有権は、当社が申込者の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券にかかる申込者の権利は、当社が申込者の口座に振替数量を記載または記録した時に移転します。

(寄託証券の我が国以外の金融商品市場での売却または交付等)

第5条 申込者が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合または寄託証券等の交付等を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社または当社の指定する保管機関（以下「当社の保管機関」という。）に保管替えし、または当社の指定する口座に振り替えた後に、売却または申込者に交付等します。

2 申込者は、前項の交付等については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(上場廃止の場合の措置)

第6条 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社または当社の指定する保管機関に保管替えし、または当社の指定する口座に振り替えます。

2 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社を確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等にかかる券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取り扱います。

(配当等の処理)

第7条 寄託証券等にかかる配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配および外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産にかかる給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的または形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則もしくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則または外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的または形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。

(1) 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。

(2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、株式無償割当を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券等にかかるこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）の場合は、次の①または②に定める区分に従い、当該①または②に定めるところにより、取り扱います。

① 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合
決済会社が、寄託証券等について、株式配当にかかる株券の振込みを指定し、申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当にかかる株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては1口（投資法人債券に類する外国投資証券等にあつては1証券）、カバードワラントにあつては1カバードワラント、外国株預託証券にあつては1証券。以下同じ。）、未満の株券および決済会社が振込みを指定しないときまたは決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当にかかる株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投資信託受益証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあつては投資口事務取扱機関または投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあつてはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当にかかる株券または株券の売却代金は受領できないものとします。

② 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当にかかる株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。

(3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。

(4) 第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社または当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

2 申込者は、前項第1号に定める配当金、同項第2号①および②に定める売却代金ならびに同項第3号に定める金銭（以下「配当金等」という。）の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。

3 配当金等の支払いは、すべて円貨により行います（円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。）。)

4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあつては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合

にあつては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場)によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により、外貨の国内への送金が不可能もしくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。

- 5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、申込者の負担とし、配当金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。
- 6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関および決済会社または当社が行います。
- 7 決済会社は、第1項および第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保することまたは外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

(新株予約権等その他の権利の処理)

第8条 寄託証券等にかかる新株予約権等（新たに外国株券等の割り当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 新株予約権等が付与される場合は、次の①または②に定める区分に従い、当該①または②に定めるところにより、取り扱います。
 - ① 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合
申込者が所定の時限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいう。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときまたは決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等によりまたは市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権等はその効力を失います。
 - ② 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。
- (2) 株式分割、株式無償割当、減資または合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券等にかかるこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる新株式は、決済会社を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。
- (3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社を受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券および決済会社が振込みを指定しないときまたは決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとし、ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券または株券の売却代金は受領できないものとします。
- (4) 前3号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。
- (5) 第1号①、第2号および第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号①ならびに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理します。
- (6) 第1号の払込代金および第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社または当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

(払込代金等の未払い時の措置)

第9条 申込者が、新株予約権等の行使にかかる払込代金その他外国証券の権利行使を行うためまたは株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金または源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、申込者の当該債務を履行するために、申込者の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

(議決権の行使)

第10条 寄託証券等（外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。）にかかる株主総会（外国投資信託受益証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にかかる受益者集会ならびに外国投資証券等にかかる投資主

総会および投資法人債権者集会を含む。以下同じ。)における議決権は、申込者の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。

- 2 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等にかかる株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。
- 4 第1項および前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等にかかる株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合または申込者が当該寄託証券等にかかる株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

(外国株預託証券にかかる議決権の行使)

第10条の2 外国株預託証券に表示される権利にかかる外国株券等にかかる株主総会における議決権は、申込者の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。

- 2 前条第2項の規定は、前項の指示について準用するものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利にかかる外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等にかかる株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。
- 4 第1項および前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利にかかる外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等にかかる株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合または申込者が当該外国株券等にかかる株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

(株主総会の書類等の送付等)

第11条 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等(外国株預託証券を除く。)または外国株預託証券に表示される権利にかかる外国株券等にかかる株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主(外国投資信託受益証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主または投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者)の権利または利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が申込者の届け出た住所あてに送付します。

- 2 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告または株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第3章 外国証券の外国取引および国内店頭取引ならびに募集もしくは売出しの取扱い または私募の取扱い

(売買注文の執行地および執行方法の指示)

第12条 申込者の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地および執行方法については、当社の応じ得る範囲内で申込者があらかじめ指示するところにより行います。

(注文の執行および処理)

第13条 申込者の当社に対する売買注文ならびに募集および売出しまたは私募にかかる外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引ならびに募集および売出しまたは私募にかかる外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- (2) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- (3) 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。
- (4) 外国証券の最低購入単位は、当社に定めるところとします。
- (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時交付書面等を送付します。

(受渡日等)

第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日(その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日)を約定日とします。
- (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

(外国証券の保管、権利および名義)

第15条 当社が申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利および名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社は、申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するもの

とします。

- (2) 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
- (3) 申込者が有する外国証券（「みなし外国証券」を除く。）が当社の保管機関に保管された場合には、申込者は、適用される準拠法および慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券にかかる口座に記載または記録された当該外国証券にかかる数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量にかかる権利の性質に基づき保管されます。
- (4) 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（「みなし外国証券」を除く。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券にかかる数量が当社の保管機関における当社の口座に記載または記録された」と、「当該外国証券にかかる数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券にかかる数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
- (5) 第3号の場合において、申込者は、適用される準拠法の下で、当該外国証券にかかる証券または証書について、権利を取得するものとします。
- (6) 申込者が有する外国証券にかかる権利は、当社が本口座に振替数量を記載または記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。
- (7) 申込者が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関または当該保管機関の指定する者とします。
- (8) 申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替えまたは返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
- (9) 申込者は、前号の保管替えおよび返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
- (10) 申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消にかかる残高を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券にかかる券面は廃棄されたものとして取り扱います。

(選別基準に適合しなくなった場合の処理)

第16条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、またはその解約の取次ぎに応じます。

(外国証券に関する権利の処理)

第17条 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実ならびに償還金は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実または償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。なお、当社が代わって受領した金額が申込者にお支払いした金額よりも少なかった場合、申込者に相当額をお支払いしたにもかかわらず当社が予定される受領日に保管機関等から果実、償還金等の支払いとして金銭を受領しなかった場合、後日当該保管機関より受領が取り消された場合またはその他の合理的な理由がある場合には、当社は申込者より全額または一部を返還いただきます。申込者から遅滞なく返還をいただけない場合、当社は当該申込者に対して当社が負担する債務と并済期の如何にかかわらず相殺すること、または当該申込者より預託を受けた預り有価証券その他の資産等を当社が適当と認める時期、価格および条件をもって解約、売却または買取処分の上、手取額または代金額を返還いただくべき金額の一部または全部に充当することが、それぞれできるものとします。
なお、本号に基づき申込者より金銭の返還をいただく場合、当社は、返還対象金額と当社の資金調達コストに基づき返還いただくまでの期間に応じて当社が合理的に算定する金額を、また保管機関等に対して当社が別途金利等を負担する義務を負う場合には上記に当該金利負担額に基づき当社が合理的に算定する金額を加えた金額を、返還金額とあわせて申込者から当社にお支払いいただくことができるものとします。
- (2) 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等によりまたは市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権等はその効力を失います。
- (3) 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併または株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の国等の金融商品市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (4) 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理

- します。
- (5) 外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のおうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
 - (6) 株主総会、債権者集会、受益権者集会または所有者集会等における議決権の行使または異議申立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示をしない場合には、当社は議決権の行使または異議の申立てを行いません。
 - (7) 第1号に定める果実に対し、我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

(諸通知)

第18条 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、申込者に次の通知を行います。

- (1) 募集株式の発行、株式分割または併合等株主または受益者および所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
 - (2) 配当金、利子、収益分配金および償還金などの通知
 - (3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知
- 2 前項の通知のほか、当社または外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券にかかる決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、申込者の希望した場合を除いて当社は送付しません。
 - 3 第2項について、法令等により申込者への送付が不要とされる場合は当社は送付しません。

(発行者からの諸通知等)

第19条 発行者から交付される通知書および資料等は、当社においてその到達した日から3年間（海外CDおよび海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望した場合は、申込者に送付します。

- 2 前項ただし書により、申込者あての通知書および資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券にかかるものを除き、その都度申込者が当社に支払うものとしします。

(諸料金等)

第20条 取引の執行に関する料金および支払期日等は次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料および公租公課その他の賦課金ならびに所定の取次手数料を第14条第2号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとしします。
 - (2) 外国投資信託証券の募集および売出しまたは私募にかかる取得の申込みについては、ファンド所定の手数料またはその手数料の範囲内で当社が定める手数料および注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までに申込者が当社に支払うものとしします。
- 2 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度申込者が当社に支払うものとしします。

(外貨の受払い等)

第21条 外国証券の取引にかかる外貨の授受は、原則として、申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

(金銭の授受)

第22条 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨または外貨（当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決めまたは指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

なお、申込者が外貨で受領または支払いを希望する場合には、あらかじめ当社に申し出るものとしします。

- 2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条第1号から第5号までに定める処理にかかる決済については当社がその全額を受領を確認した日としします。

第4章 雑則

(取引残高報告書の交付)

第23条 申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとしします。ただし、申込者が請求した場合には、取引にかかる受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとしします。

- 2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとしします。
- 3 当社は、当社が申込者に対して取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的取引残高報告書を交付することがあります。
- 4 当社は、前各項の規定にかかわらず、申込者が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定

投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）である場合であって、当該申込者からの前各項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含む。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

- 5 当社は、第1項から第3項に定める取引残高報告書により報告する場合、次に掲げる書面に記載されているもの（金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第1項第2号イおよびニからへまでに掲げる事項ならびに同号チに掲げる事項（手数料に限ります。）を除く。）については、第1項から第3項の規定にかかわらず、取引残高報告書に記載を行わないことがあります。

- (1) 個別のデリバティブ取引等にかかる契約締結時交付書面
- (2) 当該デリバティブ取引等にかかる取引の条件を記載した契約書

(届出事項)

第24条 申込者は、所在地、名称および印鑑等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。

(届出事項の変更届出)

第25条 申込者は、当社に届け出た所在地、名称等に変更のあったとき、または届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。

(届出がない場合等の免責)

第26条 前条の規定による届出がないか、または届出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

(通知の効力)

第27条 申込者あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

(口座管理料)

第28条 当社は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を申込者にお支払いいただくことがあります。

(契約の解除)

第29条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) 申込者が当社に対し解約の申出をしたとき
 - (2) 申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
 - (3) 申込者が口座開設申込時に行った反社会的勢力でないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき
 - (4) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
 - (5) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - (6) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、または、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき
- 2 前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券および金銭の返還を行うものとします。

なお、保管する外国証券のうち現状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、申込者の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

(免責事項)

第30条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受または保管の手続等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害
- (2) 電信または郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (3) 当社所定の証書等に押捺された印影と総合届出印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした保管の委託をした証券または金銭の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

(準拠法および合意管轄)

第31条 外国証券の取引に関する申込者と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、申込者が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。

- 2 申込者と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

(約款の変更)

第32条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改

定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2020年8月

